

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】	被災者生活支援室	○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙の事由の発生
○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）		経営支援課	
【告示】			
○ 平成三十年度県統計調査の実施		統計分析課	
○ 人事行政の運営等の状況の公表		人事課	
○ 特定施設の構造等変更許可申請		環境管理課	
○ 保安林の解除予定		治山課	
〃		〃	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始		〃	
【公告】			
○ 道路の位置の指定		建築指導課	
○ 落札者等の決定		教育委員会	
○ 政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	選挙管理委員会	
○ 政治団体の代表者等の異動		〃	
○ 政治団体の解散		〃	

◎岡山県規則第四十一号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健福祉課の第7の項中「施行に関する事務」の次に「（被災者生活支援室に属するものを除く。）」を加え、同項13中「災害救助基準により難い」と「内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合における」と、「設定」を「設定（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条）」に改め、同部8の項中「事務」の次に「（被災者生活支援室に属するものを除く。）」を加え、同部31の項を32の項とし、6の項から30の項までを一項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の一項を加える。

9 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の施行に関する事務（被災者生活支援室に属するものを除く。）	1 支援の実施に関する決定		○							
	2 被災者生活再建支援金の支給の決定（第3条）				○					

別表第三指導監督室の部に次のように加える。

被災者生活支援	1 災害救助法の施行に関する事務	1 救助の実施に関する決定（第2条）		○						
		2 生業資金の貸与の決定（第4条）				○				
		3 応急仮設住宅に関する措置（第4条）				○				
		4 救助に必要な医療，土木建築工事又は輸送関係者に対する救助				○				

室											
業務の従事命令 (第7条)											
5	救助を要する者及びその近隣者に対する業務協力命令 (第8条)					○					
6	救助に必要な病院, 診療所, 旅館等の施設管理又は土地, 家屋若しくは物資の使用の決定 (第9条)					○					
7	物資の生産, 集荷, 販売, 配給, 保管又は輸送を業とする者に対する物資の保管命令又は収用の決定 (第9条)					○					
8	公衆電気設備の優先利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の決定 (第11条)						○				
9	市町村長が実施する救助に関する事務の決定 (第13条)					○					
10	日本赤十字社に対する救助又は応援の委託 (第16条)					○					
11	災害救助に要する費用の補償, 求償及び繰替支弁に関する措置 (第19条, 第20条, 第29条)						○				
12	災害救助費の国庫負担に係る申請に関する措置						○				
13	内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合における特別基準の設定 (災害救助法施行令第3条)					○					

2 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事務	1 貸付金の償還免除の決定 (第13条第2項)																		
	1 支援の実施に関する決定																		
	2 被災者生活再建支援金の支給の決定 (第3条)																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十二号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号及び第十四号中「第十五条第一項第二十四号」を「第十五条第一項第二十五号」に改める。

別表第三中「〇・四五％」を「〇・五％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

◎岡山県告示第五百十四号

平成三十年度において、次の県統計調査を実施する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

結婚、出産、子育てに関する県民意識調査

2 目的

今後の子育て支援の指針となる「岡山いきいき子どもプラン二〇二〇（仮称）」の策定に当たり、結婚、出産及び子育てに関する現状、意識等の収集及び分析をし、少子化対策及び子育て支援に係る施策の方向性についての検討を行うための基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県全域

2 属性的範囲

二十歳から四十九歳までの男女

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 結婚について

(2) 子どもを持つことについて

(3) あなたのライフコース（一生の間にたどる道筋）について

(4) 男女の出会いについて

(5) 結婚と所得について

(6) 男女の役割分担やライフワークバランスについて

(7) 地域社会や身近な人のことについて

(8) 結婚とお住まいについて

(9) 妊娠・出産と健康について

2 その基準となる期日又は期間

平成三十年十月一日

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

四 報告を求める者

二の対象者のうち八千人

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

平成三十年十月

七 実施部課名

保健福祉部子ども未来課

◎岡山県告示第五百十五号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）
第六条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

人事行政の運営等の状況

岡 山 県

目 次

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況	1
2 職員の給与の状況	20
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	32
4 職員の休業の状況	33
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	38
6 職員のサービスの状況	38
7 職員の研修及び人事評価の状況	39
8 職員の退職管理の状況	41
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	43
10 その他	44
(別紙1) 特殊勤務手当の状況	45
(別紙2) 特別休暇の概要	55
(別紙3) 早期退職に係る募集実施要項	57

二 平成29年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	72
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	76
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	79
4 不利益処分に関する審査請求の状況	79

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
福祉関係を 除く一般行 政部門	議 会	人 31	人 32	人 1	業務推進
	総 務	640	644	4	業務推進
	税 務	224	223	△1	事務の統廃合
	労 働	75	73	△2	事務の統廃合, 欠員不補充
	農 水	952	943	△9	事務の統廃合
	商 工	176	176		
	土 木	792	789	△3	事務の統廃合
	小 計	2,890	2,880	△10	
福祉関係	民 生	342	343	1	業務推進
	衛 生	539	539		
	小 計	881	882	1	
一 般 行 政 計		3,771	3,762	△9	
特別行政	教 育	12,043	12,027	△16	学級数の減による欠員不補充
	警 察	4,010	4,065	55	欠員補充, 育休職員等への対応
	小 計	16,053	16,092	39	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	6	7	1	企業会計化に向けた対応
	そ の 他	120	130	10	国民保険事業への対応
	小 計	126	137	11	
合 計		19,950	19,991	41	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(注2) 短時間勤務職員を除く。ただし、「(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数」には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含めている。

(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

①知事部局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	367 (0) (66)	10.7%	主事 技師 学芸員	247 119 1	367 (0) (66)	10.7%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	211 (24) (0)	6.1%	主事 技師 学芸員	121 89 1	211 (24) (0)	6.1%	主事高度級
3級	主任の職務	819 (86) (0)	23.8%	総括主任 主任 准教授	29 787 3	819 (86) (0)	23.8%	主任級
4級	主幹の職務	452 (0) (0)	13.1%	総括主幹 主幹 課長補佐 主任学芸員 教授	14 433 1 1 3	452 (0) (0)	13.1%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,068 (0) (0)	31.1%	総括副参事 副参事 課長 副課長 課長補佐 室長 主幹 副校長 教頭 所長 次長 主任学芸員 教授	283 724 38 4 2 2 6 1 2 1 2 2 1	1,068 (0) (0)	31.1%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	393 (0) (0)	11.4%	課長 副課長 課長代理 総括参事 参事 室長 室長代理 地域建設部長 地域農林水産事業部長 部長 次長 副部長 校長 副校長 所長 副所長	87 24 2 129 71 7 1 6 6 2 17 18 4 2 16 1	393 (0) (0)	11.4%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	84 (0) (0)	2.4%	課長 室長 参与 所長 部長 場長 次長 校長 副館長	53 1 6 3 12 1 6 1 1	84 (0) (0)	2.4%	困難課長級

8 級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	26 (0) (0)	0.8%	次長	11	26 (0) (0)	0.8%	次長級
				所長	3			
				参与	3			
				局長	1			
				センター長	1			
				政策推進監	1			
				地域活性化推進監	1			
				文化スポーツ振興監	1			
				福祉政策企画監	1			
				産業戦略監	1			
				食農政策企画監	1			
				技術総括監	1			
9 級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	19 (0) (0)	0.6%	部長	7	19 (0) (0)	0.6%	部長級
				局長	9			
				危機管理監	1			
				知事室長	1			
				所長	1			
	合計	3,439 (110) (66)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技師の職務	2 (0) (1)	1.0%	技師	2	2 (0) (1)	1.0%	技師級
2 級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	81 (7) (0)	39.5%	主任	1	81 (7) (0)	39.5%	研究員級
				研究員	52			
				技師	28			
3 級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	93 (0) (0)	45.4%	室長	5	93 (0) (0)	45.4%	専門研究員級
				専門研究員	88			
4 級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	23 (0) (0)	11.2%	所長	1	23 (0) (0)	11.2%	特別研究員級
				副所長	4			
				部長	1			
				参事	1			
				特別企画専門員	5			
				特別研究員	11			
5 級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	6 (0) (0)	2.9%	所長	3	6 (0) (0)	2.9%	困難所長級
				副所長	1			
				次長	2			
	合計	205 (7) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	9 (0) (0)	36.0%	技師	9	9 (0) (0)	36.0%	技師級
2級	保健所の課長の職務	4 (0) (0)	16.0%	主任	4	4 (0) (0)	16.0%	課長級
3級	保健所の長の職務	4 (0) (0)	16.0%	所長	1	4 (0) (0)	16.0%	所長級
				副参事	2			
				主幹	1			
4級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務	8 (0) (0)	32.0%	所長	6	8 (0) (0)	32.0%	困難所長級
				課長	1			
				特別研究員	1			
	合計	25 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	25 (1) (0)	16.7%	技師	25	25 (1) (0)	16.7%	高度技師級
3級	主任の職務	22 (5) (0)	14.7%	主任	22	22 (5) (0)	14.7%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	13 (0) (0)	8.7%	主任	13	13 (0) (0)	8.7%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	69 (0) (0)	46.0%	次長	4	69 (0) (0)	46.0%	副参事級
				総括副参事	5			
				副参事	41			
				主幹	19			
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	19 (0) (0)	12.7%	所長	6	19 (0) (0)	12.7%	所長級
				課長	7			
				総括参事	6			
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	2 (0) (0)	1.3%	所長	1	2 (0) (0)	1.3%	困難所長級
				課長	1			
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		150 (6) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	13 (0) (1)	12.9%	技師	13	13 (0) (1)	12.9%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	19 (0) (0)	18.8%	技師	19	19 (0) (0)	18.8%	高度技師級
4級	主任の職務	22 (2) (0)	21.8%	主任	22	22 (2) (0)	21.8%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	34 (0) (0)	33.7%	総括副参事	10	34 (0) (0)	33.7%	副参事級
				副参事	21			
				主幹	3			
6級	保健所の課長の職務	13 (0) (0)	12.9%	課長	9	13 (0) (0)	12.9%	課長級
				総括参事	3			
				参事	1			
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
合計		101 (2) (1)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

②教育委員会
行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	主事又は技師の職務	189 (0) (0)	16.7%	主事 司書 事務主事	58 4 127	189 (0) (0)	16.7%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	95 (6) (0)	8.4%	主事 司書 事務主事	50 4 41	95 (6) (0)	8.4%	主事級 高度
3級	主任の職務	308 (15) (0)	27.1%	総括主任 主任 指導主事(主任) 社会教育主事(主任) 司書(主任) 学芸員(主任) 事務主任	2 181 21 6 17 1 80	308 (15) (0)	27.1%	主任級
4級	主幹の職務	205 (0) (0)	18.1%	総括主幹 主幹 指導主事(主幹) 社会教育主事(主幹) 司書(主幹) 学芸員(主幹) 事務主幹	66 68 22 3 2 3 41	205 (0) (0)	18.1%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	234 (0) (0)	20.6%	総括副参事 副参事 課長 事務長 副課長 社会教育主事(副参事) 指導主事(副参事) 司書(副参事) 事務副参事	62 15 5 27 2 2 7 6 108	234 (0) (0)	20.6%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	84 (0) (0)	7.4%	課長 室長 副課長 参事 総括参事 事務部長 部長 次長 副館長 副館長心得 統括学芸員 事務参事	4 1 6 10 8 36 5 7 1 1 1 4	84 (0) (0)	7.4%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	15 (0) (0)	1.3%	課長 所長 館長 次長 企画調整監 事務局長	7 3 1 1 1 2	15 (0) (0)	1.3%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	4 (0) (0)	0.4%	教育次長 参与 所長 館長	1 1 1 1	4 (0) (0)	0.4%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	1 (0) (0)	0.1%	教育次長	1	1 (0) (0)	0.1%	部長級
	合計	1,135 (21) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職（一）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	84 (5) (0)	2.0%	実習助手	40	84 (5) (0)	2.0%	1級
				寄宿舎指導員	44			
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,666 (171) (0)	88.4%	教諭	3,374	3,666 (171) (0)	88.4%	2級
				養護教諭	104			
				栄養教諭	11			
				主任実習助手	134			
				主任寄宿舎指導員	27			
				指導主事	16			
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	153 (0) (0)	3.7%	主幹教諭	57	153 (0) (0)	3.7%	特2級
				指導教諭	94			
				指導主事	2			
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	169 (0) (0)	4.1%	副校長	50	169 (0) (0)	4.1%	3級
				教頭	119			
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	75 (1) (1)	1.8%	校長	75	75 (1) (1)	1.8%	4級
	合計	4,147 (177) (1)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職（二）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	48 (0) (0)	82.8%	教諭	45	48 (0)	82.8%	2級
				養護教諭	3	(0)		
特2級	中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	7 (0) (0)	12.1%	主幹教諭	3	7 (0)	12.1%	特2級
				指導教諭	4	(0)		
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	3 (0) (0)	5.2%	副校長	3	3 (0) (0)	5.2%	3級
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4級
合計		58 (0) (0)						

- (注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載
- (注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	25.0%	学校栄養職員	1	1 (0) (0)	25.0%	高度技師級
3級	主任の職務	1 (0) (0)	25.0%	主任	1	1 (0) (0)	25.0%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	1 (0) (0)	25.0%	主任	1	1 (0) (0)	25.0%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	1 (0) (0)	25.0%	学校栄養主幹	1	1 (0) (0)	25.0%	副参事級
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		4 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	100.0%	技師	1	1 (0) (0)	100.0%	高度技師級
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
	合計	1 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

小・中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1 級
2 級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,681 (209) (0)	84.1%	教諭	5,161	5,681 (209) (0)	84.1%	2 級
				養護教諭	394			
				栄養教諭	97			
				指導主事	29			
特2 級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	231 (0) (0)	3.4%	主幹教諭	83	231 (0) (0)	3.4%	特2 級
				指導教諭	146			
				指導主事	2			
3 級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	437 (0) (0)	6.5%	副校長	17	437 (0) (0)	6.5%	3 級
				教頭	420			
4 級	小学校又は中学校の校長の職務	406 (6) (2)	6.0%	校長	406	406 (6) (2)	6.0%	4 級
	合計	6,755 (215) (2)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

③警察本部

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	61	13.9%	主事	51	61	13.9%	主事級
		(0)		技師	9	(0)		
		(0)		少年補導員	1	(0)		
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	56	12.8%	主任主事	46	56	12.8%	高度主事級
		(0)		主任技師	5	(0)		
		(0)		少年補導員	5	(0)		
3級	主任の職務	181	41.3%	係長	133	181	41.3%	主任級
		(0)		班長	2	(0)		
		(0)		主任	46	(0)		
4級	主幹の職務	31	7.1%	課長補佐	23	31	7.1%	主幹級
		(0)		隊長補佐	3	(0)		
		(0)		課長	5	(0)		
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	65	14.8%	課長補佐	54	65	14.8%	副参事級
		(0)		隊長補佐	2	(0)		
		(0)		上席鑑定官	1	(0)		
		(0)		課長	8	(0)		
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	41	9.4%	課長	1	41	9.4%	課長級
		(2)		理事官	23			
		(0)		調査官	4			
		(0)		室長	3			
		(0)		管理官	5			
		(0)		副署長	5			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	2	0.5%	参事官	2	2	0.5%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1	0.2%	参事官	1	1	0.2%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0	0.0%				0.0%	部長級
	合計	438						
		(2)						
		(0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	417 (0) (0)	11.6%	巡査	417	417 (0) (0)	11.6%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	610 (0) (0)	16.9%	巡査長	599	610 (0) (0)	16.9%	
				巡査	11			
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	747 (0) (0)	20.7%	主任	426	747 (0) (0)	20.7%	主任級
				巡査長	320			
				その他(課付)	1			
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,026 (2) (0)	28.5%	係長	385	1,026 (2) (0)	28.5%	係長級
				専門官	2			
				課長	2			
				主任	637			
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う専門官の職務	492 (9) (0)	13.7%	課長補佐	29	492 (9) (0)	13.7%	課長補佐級
				課長	50			
				係長	350			
				専門官	62			
				幹部交番所長	1			
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	186 (2) (0)	5.2%	次長	16	186 (2) (0)	5.2%	次長級
				課長補佐	65			
				課長	77			
				副隊長	4			
				隊長補佐	2			
				指導官	4			
				通信指令官	4			
				検視官	1			
				対策官	1			
				副署長	11			
				幹部派出所長	1			
7級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	79 (0) (0)	2.2%	課長	6	79 (0) (0)	2.2%	課長級
				隊長	5			
				署長	1			
				理事官	19			
				検死官	1			
				管理官	5			
				指導官	7			
				室長	3			
				対策官	4			
				調査官	2			
				副校長	1			
				副署長	11			
				刑事官	6			
				地域安全官	4			
				交通官	4			

8 級	参事官の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長の職務	29 (0) (0)	0.8%	参事官	18	29 (0) (0)	0.8%	参事官級
		署長		11				
9 級	警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務	16 (0) (0)	0.4%	部長	1	16 (0) (0)	0.4%	部長級
				総務統括官	1			
				校長	1			
				参事官	5			
				署長	8			
	合計	3,602 (13) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	2 (0) (0)	9.1%	技師	2	2 (0) (0)	9.1%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	11 (0) (0)	50.0%	研究員	5	11 (0) (0)	50.0%	研究員級
				主任技師	6			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員	6	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員級
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	2 (0) (0)	9.1%	特別研究員	2	2 (0) (0)	9.1%	特別研究員級
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	1 (0) (0)	4.5%	所長	1	1 (0) (0)	4.5%	困難所長級
合計		22 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	2 (0) (0)	66.7%	主任技師	2	2 (0) (0)	66.7%	高度技師級
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	1 (0) (0)	33.3%	課長補佐	1	1 (0) (0)	33.3%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
	合計	3 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

④企業局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	13	11.6%	主事	7	13	11.6%	主事級
		(0)		技師	6	(0)		
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	9 (1) (0)	8.0%	技師	9	9 (1) (0)	8.0%	高度主事級
3級	主任の職務	31	27.7%	総括主任	2	31	27.7%	主任級
		(1) (0)		主任	29	(1) (0)		
4級	主幹の職務	20 (0) (0)	17.9%	主幹	20	20 (0) (0)	17.9%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	22	19.6%	総括副参事	10	22	19.6%	副参事級
		(0) (0)		副参事	12	(0) (0)		
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	12 (0) (0)	10.7%	課長	5	12 (0) (0)	10.7%	課長級
				室長	1			
				総括参事	4			
				次長	2			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	3 (0) (0)	2.7%	課長	1	3 (0) (0)	2.7%	困難課長級
				所長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	2 (0) (0)	1.8%	局長	1	2 (0) (0)	1.8%	次長級
				次長	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級
合計		112 (2) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (平成29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	1,927,632	677,669,893	1,661,466	223,062,404	32.9	30.6

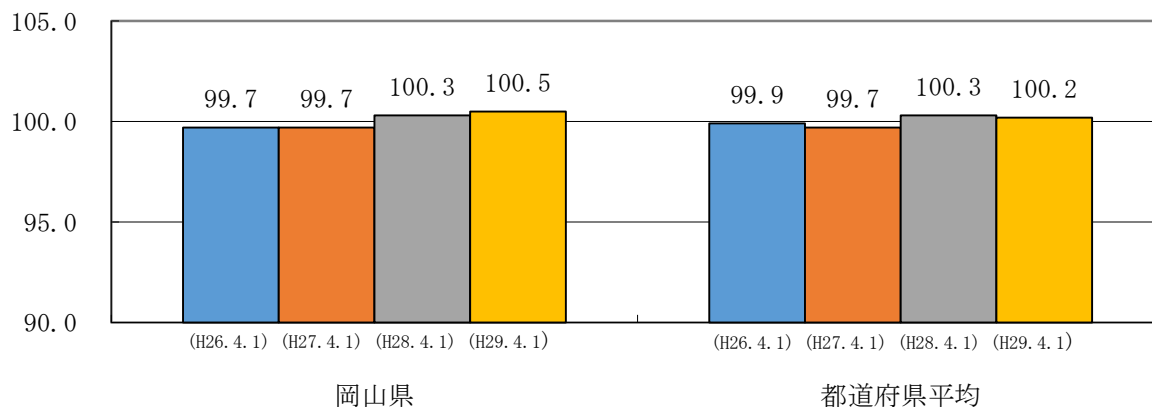
(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
28年度	22,946	103,678,652	18,462,076	40,336,815	162,477,543	7,081	7,171

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国で実施している55歳超職員の俸給等の1.5%減額措置を本県では行っていないこと等から、ラスパイレス指数が100を超えている。
給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。

人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考) 岡山市

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.6 歳	338,315 円	419,521 円	369,559 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
都道府県平均	43.1 歳	328,772 円	414,485 円	371,274 円

②高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.4 歳	390,488 円	438,056 円
都道府県平均	44.8 歳	377,225 円	440,594 円

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	42.7 歳	364,856 円	398,320 円
都道府県平均	43.3 歳	363,803 円	420,442 円

④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	37.8 歳	321,290 円	442,673 円	345,057 円
国	41.2 歳	315,864 円	—	371,729 円
都道府県平均	38.4 歳	320,446 円	456,343 円	368,063 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(6) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	191,900 円	179,200 円
	高 校 卒	155,000 円	147,100 円
高等学校教育職	大 学 卒	213,900 円	—
	高 校 卒	165,100 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	213,900 円	—
	高 校 卒	165,100 円	—
警 察 職	大 学 卒	215,200 円	208,000 円
	高 校 卒	182,400 円	169,500 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

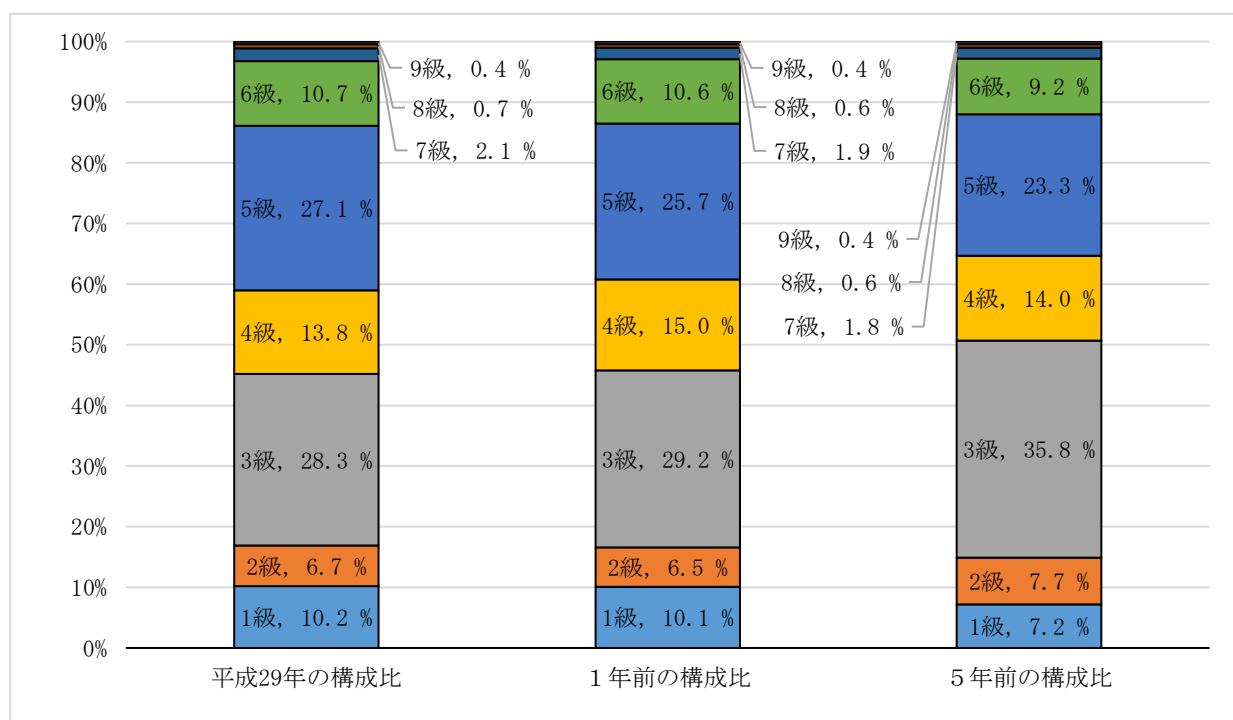
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	270,909 円	358,838 円	385,164 円	404,073 円
	高 校 卒	226,856 円	312,389 円	350,602 円	377,645 円
高等学校教育職	大 学 卒	319,199 円	407,090 円	428,444 円	441,084 円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	318,283 円	396,634 円	415,415 円	428,286 円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	286,757 円	391,653 円	405,800 円	430,629 円
	高 校 卒	260,898 円	345,719 円	393,148 円	414,461 円

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がいない。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	19 人	0.4 %	463,900 円	533,000 円
8 級	次長・参与	31 人	0.7 %	413,600 円	474,100 円
7 級	課長	103 人	2.1 %	368,100 円	450,400 円
6 級	課長・参事	520 人	10.7 %	324,000 円	415,700 円
5 級	副参事	1,311 人	27.1 %	293,400 円	398,500 円
4 級	主幹	668 人	13.8 %	267,400 円	386,500 円
3 級	主任	1,373 人	28.3 %	234,200 円	355,500 円
2 級	主事	325 人	6.7 %	197,800 円	309,700 円
1 級	主事	496 人	10.2 %	147,300 円	250,700 円

- (注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(9) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位，標準，下位の区分		○		○	○
上位，標準の区分			○		
標準，下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
イ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(10) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給される。

岡 山 県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,707 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	管理職員	一般職員
ア 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
イ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

②退職手当（平成30年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給される。

岡 山 県	国
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続 20 年 19.6695 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） (1人当たり平均支給額) 2,573 千円	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続 20 年 19.6695 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） (1人当たり平均支給額) 23,378 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当（平成29年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給される。

支給実績（28年度決算）			1,382,268 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			143,627 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	21 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	10 人	16.0 %
府中市	15.0 %	1 人	15.0 %
神戸市	12.0 %	1 人	12.0 %
広島市	10.0 %	5 人	10.0 %
高松市	6.0 %	1 人	6.0 %
岡山市	3.0 %	6,419 人	3.0 %
上記以外の市町村	0.0 %	13,027 人	0.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	26 人	16.0 %
平均支給率	1.0 %	—	1.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 （ラスパイレース指数）			100.5 (100.5)

（注）1 「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数である。
（補正前のラスパイレース指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

④特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる職員にその勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給される。

支給実績（28年度決算）	1,277,784 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	171,354 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	32.6 %
手当の種類（手当数）	30

【手当の名称、主な支給対象職員等】

別紙1のとおり

⑤時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給される。

支給実績（28年度決算）	4,448,922 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	540 千円
支給実績（27年度決算）	4,326,695 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	524 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥その他の手当（平成30年4月1日）

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 異 の 制 度 内 と 容	支 給 実 績 (28年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額 8,000円 ・父母等 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合の1人目子 月額 10,000円 父母等 月額 9,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	異なる	・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額 10,000円 ・職員に配偶者がいない場合の1人目 区分なし	2,597,960千円	248,680円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		1,325,231千円	342,969円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・行政職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額414,300円 ～308,300円以内 （採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様） ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,700円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 30,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	84,551千円	1,657,863円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国 の 制 度 内 と 容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円＋（運賃等相当額－64,000円）／2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 （自動車等） 月額 53,200円 （自転車） 月額 2,200円	異なる	・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円	2,573,445千円	127,329円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円～100,000円	同じ		117,382千円	538,450円
特勤勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・級地区分 支給割合 4級地 16／100 3級地 12／100 2級地 8／100 1級地 4／100 特勤勤務手当に準ずる手当 4～6／100	同じ		32,751千円	148,195円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円	同じ		596,141千円	254,001円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要により 勤務した場合に支給 ・ 週休日等 1回4,000円～12,000円 ・ 平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		27,105千円	371,301円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間とし て、午後10時から翌日 の午前5時までに勤務 した職員に、勤務した 時間に対して支給 ・ 支給割合 25/100	同じ		236,156千円	157,542円
休日勤務 手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に、勤務した時間に対 して支給 ・ 支給割合 135/100	同じ		778,522千円	370,901円
管理職手 当 【俸給の 特別調整 額】	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち人 事委員会規則で定める 職にある職員に支給 ・ 給料月額25/100以 内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位に ある職員の官職のうち 人事院規則で指定する 官職にある職員に支給 ・ 俸給月額25/100以 内 区分 支給額(円) 1種 116,900～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～ 82,200 4種 55,500～ 66,400 5種 46,300～ 51,900	1,523,510千円	687,815円
寒冷地手 当	○基準日(毎年11月から 翌年3月までの各月の 初日)に寒冷地等に在 勤する職員に支給 ・ 世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・ 世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		5,937千円	35,980円
農林漁業 普及指導 手当	○農林水産業の普及指導 員(管理職手当の支給 を受ける者を除く。) に支給 ・ 給料月額4/100	—	—	31,173千円	176,119円

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異	国 異 の な 制 る 度 内 と 容	支 給 実 績 (28年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (28年度決算)
災害派遣 手当	○災害対策基本法の規定 により、他の地方公共 団体等から派遣された 職員が、住所又は居所 を離れて県内に滞在す ることを要する場合に、 当該職員に支給 ・ 日額 6,620円以内	—	—	0千円	0円

〔教育委員会〕

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 異 の 制 度 内 と 容	支 給 実 績 (28年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (28年度決算)
へき地手当	○交通条件及び自然的、 経済的、文化的諸条件 に恵まれない山間地、 離島その他の地域に所 在するへき地学校（共 同調理場を含む。）に 勤務する職員に支給 ・級別区分 支給割合 5級地 25／100 4級地 20／100 3級地 16／100 2級地 12／100 1級地 8／100 準へき地 4／100 へき地手当 に準ずる手当4／100	—	—	121,653千円	459,068円
義務教育 等教員特 別手当	○小学校、中学校、高等 学校、中等教育学校又 は特別支援学校に勤務 する教育職員に支給 ・月額 8,000円以内	—	—	989,862千円	71,331円
定時制通 信教育手 当	○定時制又は通信制の課 程を置く高等学校の校 長、副校長、教頭及び 教育職員に支給 ・定時制 月額19,000円 （管理職手当の支給を 受ける者は月額15,000 円） ・通信制 月額 9,500円 （管理職手当の支給を 受ける者は月額7,500 円）	—	—	45,318千円	276,329円
産業教育 手当	○農業又は工業に関する 課程を置く高等学校に おいて、実習を伴う当 該科目を主として担任 する者に対して支給 ・月額 19,000円（管理 職手当又は定時制通信 教育手当の支給を受け る者は月額11,500円）	—	—	100,863千円	298,411円

(11) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,032,000 円 (1,290,000 円)	
	副 知 事	918,000 円 (1,020,000 円)	
報 酬	議 長	1,000,000 円	
	副 議 長	900,000 円	
	議 員	840,000 円	
期 末 手 当	知 事	(平成30年度支給割合)	
	副 知 事	3.30 月分	
	議 長	(平成30年度支給割合)	
	副 議 長	3.30 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方法)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.57 102万円×在職月数×0.40	35,294,400 円 任期ごと 19,584,000 円 任期ごと
地 域 手 当	知 事	給料の 3 %	
	副 知 事		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※特別職の給与削減の状況

知事等の特別職（平成30年度）

職 名	給料の削減率
知 事	20%
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

①一般的な職員の勤務時間の状況

週の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
時間 分 38 45	8:30	17:15	12:00～13:00

②研究職員等の勤務時間の基準の特例（いわゆるフレックスタイム制度）の実施状況

対象事業所	実施事業所	実施事業所の名称	対象職員数	実際に利用している職員数
箇所 8	箇所 6	環境保健センター 工業技術センター 農林水産総合センター（農業研究所） 農林水産総合センター（生物科学研究所） 農林水産総合センター（森林研究所） 農林水産総合センター（水産研究所）	人 178	人 33

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成29年）

平均使用日数	12.7 日
--------	--------

(3) 介護休暇の利用状況（平成29年度）

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	13		5	6	2				
計	13		5	6	2				

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	13	1	3	3	1		5
計	13	1	3	3	1		5

(4) 特別休暇の概要

別紙2のとおり

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の利用状況

①育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人，％)

	平成29年度の取得者数			平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務者数
男性職員	14	1 2	1	551	11 (2.0)	1 (0.2)	
女性職員	366 565	16 21	69 33	370	365 (98.6)	6 (1.6)	13 (3.5)
計	380 565	17 23	70 33	921	376 (40.8)	7 (0.8)	13 (1.4)

- (注) 1 「平成29年度の取得者数」欄の上段は平成29年度の新規取得者の、下段は前年度以前から引き続いている者の数である。
- 2 「平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 うち育児休業取得者数」欄の()内の数字は取得率を示す。
- 3 平成29年度に育児休業を新規に取得した者の数の中には、平成28年度中に育児休業が取得可能となって平成29年度に新規に育児休業を取得した者も含まれる。

②育児休業承認期間（平成29年度中に新たに育児休業を取得した職員について）

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え
男性職員	人 14	人 8	人 4	人 1	人	人	人 1
女性職員	366	5	57	64	79	68	93
計	380	13	61	65	79	68	94

③部分休業承認期間（平成29年度中に新たに部分休業を取得した職員について）

区 分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え
男性職員	人 1	人 1	人	人	人	人	人
女性職員	16	14	2				
計	17	15	2				

(2) 修学部分休業の利用状況

①修学部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	0 0
女性職員	0 0
計	0 0

(注) 「取得者数」欄の上段は平成29年度に新たに取得した者の、下段は修学部分休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②修学部分休業取得状況 (平成29年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等 専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③1週間の取得時間 (平均) (平成29年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1週間の取得時間 (平均)			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 0	人	人	人	人
女性職員	0				
計	0	0	0	0	0

(3) 自己啓発等休業の利用状況

①自己啓発等休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	1		1
女性職員	1 2	1 1	1
計	1 3	1 1	2

(注) 「取得者数」欄の上段は平成29年度に新たに取得した者の、下段は自己啓発等休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②自己啓発等休業取得状況 (平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学 院・大学	その他	JICA 等	姉妹都市 等	その他
男性職員	人	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	1				1			
計	1				1			

③自己啓発等休業承認期間 (平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	自己啓発等休業承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	人	人	人	人
女性職員	1		1	
計	1		1	

(4) 配偶者同行休業の利用状況

①配偶者同行休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員	3	3			
	1	1			
計	4	4			

(注) 「取得者数」欄の上段は平成29年度に新たに取得した者の、下段は配偶者同行休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②配偶者同行休業承認期間（平成29年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

区 分	承認期間			合計
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	
男性職員	人	人	人	人
女性職員		2	1	3
計		2	1	3

③配偶者同行休業職員の代替措置（平成29年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

区 分	任期付 任用	臨時的 任用	非常勤職 員の任用	配置換え	その他の 任用行為	特段措置 無し	合 計
男性職員	人	人	人	人	人	人	人
女性職員		3					3
計		3					3

(5) 高齢者部分休業の利用状況

① 高齢者部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	2
女性職員	
計	2 0

(注) 「取得者数」欄の上段は平成29年度に新たに取得した者の、下段は高齢者部分休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

② 高齢者部分休業承認期間 (平成29年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	承認期間					合計
	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年以下	
男性職員	人	人 1	人 1	人	人	人 2
女性職員						0
計	0	1	1	0	0	2

③ 1 週間の取得時間 (平均) (平成29年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1 週間の取得時間 (平均)			
		5 時間以下	5 時間超え 1 0 時間以下	1 0 時間超え 1 5 時間以下	1 5 時間超え 2 0 時間以下
男性職員	人 2	人	人	人 1	人 1
女性職員	0				
計	2	0	0	1	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成29年度）

（1）分限処分者数

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
人	人	人	人	人	人
		261		261	

（注） 分限処分とは、心身の故障の場合など職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分である。

（2）懲戒処分者数

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
人	人	人	人	人
3		3	2	8

（注） 懲戒処分とは、職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分である。

6 職員の服務の状況（平成29年度）

①倫理の保持に関する状況

夜間における利害関係者との飲食の届出	74 件
利害関係者とのゴルフ、自己負担なしの飲食等の許可	3
5,000円を超える贈与又は報酬の支払	0
岡山県職員倫理条例（平成12年岡山県条例第6号）違反による懲戒処分	0

②倫理の保持に関して講じた主な施策

- ・各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
- ・職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
- ・不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況（平成29年度）

①知事部局

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
新規採用職員研修	新規採用職員	135人	11 日	県職員として必要な知識や態度，仕事の進め方などを学ぶ研修
主任級研修	主任級に昇任した職員	98	2	県職員として知っておくべき内容を補充・再確認するとともに，昇任した職位に求められる職務行動や経営学を学び，新たな気持ちで業務に取り組む出発点となるような意識の刷新を図る研修
主幹級研修	主幹級に昇任した職員	141	2	
班長研修	新任班長	100	1	班内のマネジメント，班員の士気高揚・育成に必要なスキルを習得する研修
所属マネジメント研修	新任所属長等	70	1	統率力を持って所属のマネジメントや部下の育成を行う手法を学ぶ研修

②教育委員会

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
初任者研修講座	新任教員	323人	20 日	実践的指導力と使命感を養うとともに，幅広い知見を得させる研修
2 年目研修	教職経験 2 年目の教員	277	3	教職経験 2 年目の教員としての使命と責任を自覚させ，学級（ホームルーム）担任，教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
3 年目研修	教職経験 3 年目の教員	320	2	教職経験 3 年目の教員としての使命と責任を自覚させ，学級（ホームルーム）担任，教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
5 年経験者研修講座	教職経験 6 年目の教員	290	2	教職経験 6 年目の教員としての使命と責任を自覚させ，学級（ホームルーム）担任，教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
10年経験者研修講座	教職経験11年目の教員	105	10	個々の能力，適性等に応じて教科指導，生徒指導等に関する指導力，教育課題に適切に対応する力その他の資質を向上させる研修
15年経験者研修講座	教職経験16年目の教員	64	2	個々の能力，適性等に応じて，学校の中堅として若手教員の範となりながら，自己の課題解決や意識改革に取り組むとともに，学校経営に積極的に参画できる力，その他の資質を向上させる研修
教科指導ミドルリーダー研修	5 年経験者研修を修了した40歳以下の教諭	24	7	教科指導におけるミドルリーダーとして資質の向上を図る研修

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新任副校長教頭研修講座	新任公立学校副校長教頭	122	2(小中) 3(高特)	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修
副校長教頭研修講座	公立学校副校長教頭	504	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修
新任校長研修講座	新任公立学校校長	93	1	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、新任校長としての資質の向上を図る研修
校長研修講座	公立学校校長	400	3(小中) 4(高特)	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、校長としての資質の向上を図る研修
総合的ミドルリーダー研修講座	10年経験者研修を修了した教諭	20	10	岡山県の教育をリードし、各学校の中核となる総合的ミドルリーダーを育成する研修
総合的マネジメント力向上研修Ⅰ	教頭選考試験を目指す教員	145	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成等について研修し、総合的なマネジメント力の向上を図る研修
総合的マネジメント力向上研修Ⅱ	平成29年度副校長及び教頭候補者名簿登録者（新規登録者）	107	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成等について研修し、総合的なマネジメント力の向上を図る研修
総合的マネジメント力発展研修	平成29年度校長候補者名簿登録者	79	1	組織的・機動的・効率的な学校経営やリーダーシップ論等について研修し、総合的なマネジメント力の更なる向上を図る研修

③警察本部

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任科（短期課程）	新規採用された巡査（大学卒）	90人	174～日 175	新たに採用された警察官に対する基礎的教養訓練
初任科（長期課程）	新規採用された巡査（大学卒以外）	63	301	新たに採用された警察官に対する基礎的教養訓練
警部補任用科	昇任後間もない警部補及び昇任予定の巡査部長	11	12	中級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
巡査部長任用科	昇任後間もない巡査部長及び昇任予定の巡査長	13	12	初級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
一般職員初任科	新規採用された一般職員	14	28	新たに採用された一般職員に対する基礎的教養
部門別任用科	各部門への新規任用候補者	68	12～26	各部門へ任用するための専門的かつ高度な知識及び技能を修得させる教養訓練
専科（37課程）	各部門に該当する職員及び希望する職員	698	3～12	各部門の専門的かつ高度な知識及び技能を習得させる教養訓練

(2) 職員の人事評価の状況

①知事部局

実施時期	10月及び3月	実施人数	3,898人
評価方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。）について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

②教育委員会

実施時期	10月及び3月	実施人数	813人
評価方法	岡山県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員並びに県立学校に勤務する事務関係職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

実施時期	2月	実施人数	12,819人
評価方法	県立学校に勤務する教職員（事務関係職員を除く。）及び市町村（組合）立学校に勤務する県費負担教職員について、人事評価を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

③警察本部

実施時期	10月及び3月	実施人数	4,025人
評価方法	能力評価及び業績評価を実施している。		

8 職員の退職管理の状況

(1) 制度概要

地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員における退職管理の制度が創設されたことに鑑み、本県においても、退職管理の適正確保を内容とする職員の退職管理に関する条例（平成28年岡山県条例第6号。以下「退職管理条例」という。）等を制定し、平成28年4月1日から施行している。

(2) 地方公務員法改正（退職管理関係）の概要

①元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属することに関して、現職員への働きかけを、離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

退職管理条例により、再就職した元職員に届出をさせることができる。

③その他

地方公共団体は、国家公務員に準じ、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(3) 退職管理条例等の概要

①元職員による働きかけの禁止に係る上乗せ規定

離職した日の5年前の日より前に本庁課室長等以上の職に就いていた職員については、当該職に就いていた職務についての働きかけを離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

管理監督者であった職員が、退職後2年間営利企業等に再就職した場合は、元任命権者に再就職先等に係る事項を届け出なければならない。

③その他

ア 職員による再就職のあっせんは、原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

イ 在職中に自らの職務と利害関係のある企業等への求職活動を行うことを原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

ウ 在職中に退職後の再就職が内定した場合は、概ね1週間以内に届け出なければならない。

エ 再就職情報の届出については公表の対象とする。

(4) 職員の再就職状況

退職管理条例第3条の規定により、各任命権者へ届出が行われた再就職情報について、その概要は、次のとおりとなっている。

[再就職先区分別]

(基準日：平成30年8月1日，単位：人)

	国又は 地方公 共団体 の機関	地方独 立行政 法人	公益法 人	学校法 人等※	その他 非営利 法人	営利法 人	その他	合計
知事部局		2	12	4	8	13	6	45
教育委員会			2	12	1			15
警察本部					3	7		10
計	0	2	14	16	12	20	6	70

※学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成29年度）

対 象 者 数	受 診 者 数	有 所 見 者 数
人 12,504	人 12,459	人 4,442

(2) 安全衛生管理体制の整備状況

（平成30年3月31日現在）

総 括 安 全 衛 生 管 理 者			安 全 管 理 者			衛 生 管 理 者		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
箇所 1	箇所 1	% 100.0	箇所 10	箇所 10	% 100.0	箇所 121	箇所 121	% 100.0

安 全 衛 生 推 進 者 等			産 業 医			安 全 委 員 会		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所 53	箇所 53	% 100.0	箇所 121	箇所 121	% 100.0	箇所 9	箇所 9	% 100.0

衛 生 委 員 会		
設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所 121	箇所 121	% 100.0

(3) 福利厚生

①知事部局

（決算額は平成29年度）

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決算額
健康相談・健康教育（メンタルを除く。）	職員が健康づくりに関心を持ち、保持増進できるように、健康教育の実施や健康に関する相談ができる体制を整備する。	千円 2,781
健康診断	職員に対して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている健康診断や生活習慣病健康診断を実施し、異常の早期発見に努める。	62,491
事後指導	健康診断結果に基づき、職員の健康管理について専門的な立場から指導助言を実施する。	720
メンタルヘルス対策	職員が心の健康について知識を深めるとともに、早期に相談できる体制づくりや復職に当たっての支援を行う。	4,381
職場環境管理	職員が快適な職場環境で業務ができるように、受動喫煙防止対策の推進や作業環境測定等を実施する。	6,433
安全衛生管理	職場での安全衛生対策を推進するため、産業医を設置し、安全衛生委員会や安全衛生管理推進会議を開催するとともに、衛生管理者の育成、研修会等を実施する。	1,462
福利厚生施設管理	職員の福利厚生のために供するため設置している職員会館や職員寮等の施設及び設備の維持管理を行う。	723

②教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康診断	各種法定健康診断等を行うことにより、教職員の体の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や予防に努める。	千円 75,293
メンタルヘルス対策	教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び一般教職員を対象とした研修会や保健師による健康相談窓口の設置等各種相談窓口の整備を行う。また、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るための復職支援システムの運用を行う。	16,421
安全衛生管理	教職員の安全や健康の保持増進を図るため、衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置、研修等を行う。 また、公務災害の防止や快適な職場環境の形成を促進する。	375
教職員住宅管理	教職員の福祉増進を目的として設置している教職員住宅の維持管理を行う。	20,510

③警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額
安全衛生管理	職場での安全や健康の保持増進を図るため、衛生管理者、衛生推進者及び産業医を配置し、衛生委員会を開催するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。	千円 7,960
健康相談・指導	職員の疾病を予防し、健康の保持増進ができるよう、保健師及び産業医による健康相談・健康教育及び保健指導を実施する。	49
ライフサイクルプラン事業	職員が将来を見据えた生活設計を適切に立てることができるよう、研修会を実施する。	0
健康診断	職員に対して、各種法定健康診断や生活習慣病健康診断等を実施し、疾病の早期発見や予防に努める。	72,368
生活相談	職員が公私にわたる不安や悩みについて適切なアドバイスが受けられるよう、専門生活相談員及び部外生活相談員（弁護士及び臨床心理士）を委嘱するほか、各所属に所属生活相談員を設置する。 また、所属生活相談員を対象とし、メンタルヘルス等の専門部外講師の講演等による研修会を実施する。	2,252
メンタルヘルス対策	職員の心の健康の保持増進を図り、活力ある職場づくりを推進するため「心の健康支援システム」によるストレスチェックを実施する。 また、職員のセルフケア能力の向上を目的としたメンタルヘルスセミナーや、管理監督者がメンタルヘルスについて正しく理解し、適切な対処法等を身につけるための研修会を実施する。 さらに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るため、希望者に対し、職場復帰訓練を実施する。	333

10 その他

(1) 早期退職の募集

①認定を受けた応募者の数

121人

②募集実施要項

別紙3のとおり

別 紙 1

〔知事部局（教育委員会，警察本部共通分を含む。）〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン，放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して， 有害放射線の影響を受ける作業	日 額 230円
伝染病防疫作業従事 職員の特殊勤務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166 号）第2条第1項に規定する家畜伝染病 のうち，口蹄疫，高病原性鳥インフル エンザ及び低病原性鳥インフルエンザ のまん延を防止するために行う家畜の と殺，家畜の死体の焼却若しくは埋却 又は畜舎等の消毒の作業	日 額 380円
		伝染病が発生し，又は発生するおそれ がある場合において，伝染病患者若し くは伝染病の疑いのある患者の救護， 伝染病にかかり，若しくはかかっている 疑いのある家畜の飼育又は伝染病の 病原体に汚染され，若しくは汚染され た疑いのある物件の処理の作業	日 額 290円
衛生検査作業従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌，血液，原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	日 額 350円
公害業務従事職員の 特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号），水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号），岡山県環境への負荷の低減 に関する条例（平成13年岡山県条例第 76号）その他人事委員会規則で定める 法令の規定に基づいて現地において行 う立入検査又は調査の作業	日 額 230円
特殊現場作業従事職 員の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に 従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督，調 査，検査等の作業	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾，河川等 におけるこれに類する工事において，水 面下4メートル以上の深所で行う監 督，調査，検査等の作業	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督，調 査，検査等の作業	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督，調査， 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパス カルまでのとき）	1 時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでの とき）	1 時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超え るとき）	1 時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ の他の人事委員会規則で定める作業	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	日 額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
用地取得等折衝業務 従事職員の特殊勤務 手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。）に行 われた場合）	日 額 975円
火薬類等取締業務従 事職員の特殊勤務手 当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	日 額 250円
精神保健福祉業務従 事職員の特殊勤務手 当	精神保健福祉センターに 勤務する職員（医師であ る職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	日 額 290円
保健指導業務従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務（保健所外において行う保健指導 の業務に限る。）	日 額 290円
消防教育訓練従事職 員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	日 額 420円
家畜取扱作業従事職 員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜 産研究所又は家畜保健衛 生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛、種雄馬 及び種雄豚を御する作業	日 額 230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜ふん尿の処理の作業	日 額 380円
し尿処理施設等検査 業務従事職員の特殊 勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	日 額 350円
有害物取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委 員会規則で定めるものに限る。）	日 額 290円
漁業等取締業務従事 職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	日 額 500円
けい船料徴収業務従 事職員の特殊勤務手 当	備前県民局又は備中県民 局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日 額 230円
潜水作業従事職員の 特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （20メートルまでのとき）	1 時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	1 時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルまでのとき）	1 時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	1 時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルを超えるとき）	1 時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	1 時間 2,250円
除雪作業従事職員の 特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業（午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業）	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下 において行う作業）	日 額 450円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	日 額 20,000円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設外）	日 額 13,300円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設内）	日 額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 3,960円
		〃（屋内）	日 額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 1,980円
		〃（屋内）	日 額 660円
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、緊急事態応急対策実施区域に所在する特定原子力事業所の敷地内において行う作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円 以内
		〃（原子炉建屋内以外での作業）	日 額 20,000円 以内
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	日 額 10,000円 以内
		〃（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業）	日 額 20,000円 以内
	消防防災航空センターに 勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	1 時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100kmを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動の場合）	1 時間 2,470円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
社会福祉施設勤務職員 の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学 校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不 自由者に直接接して行う相談の業務	日 額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並び に総務企画課に勤務するもの）	日 額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入 所しているものに直接接して行う生活 指導又は職業指導の業務	日 額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保 護更生又は相談の業務	日 額 380円
社会福祉業務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うも のとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員（県民局健康福祉部 に勤務する職員に限 る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又 は更生の措置を要する者等と面接して 行う保護等の必要性の有無等の調査、 生活指導等の業務	日 額 560円
	身体障害者更生相談所に 勤務する身体障害者福祉 司、児童相談所に勤務す る児童福祉司及び知的障 害者更生相談所に勤務す る知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導 の業務	日 額 560円
	児童相談所に勤務する職 員（上記に掲げる職員を 除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	日 額 560円
	〃（人事委員会規則で定 める職員）	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	日 額 430円
家畜保健衛生所勤務 職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務す る職員	一 直接家畜に対して行う検査その他 家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に 直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の 病性の検査又は鑑定の業務	日 額 670円
専門教育従事職員の 特殊勤務手当	農林水産総合センター農 業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする 授業を専ら担当するもの（管理職手当 が支給される職員を除く。）	月 額 29,000円
食肉地方卸売市場等 勤務職員の特殊勤務 手当	県営食肉地方卸売市場又 は県営と畜場に勤務する 職員	管理その他の業務	月 額 28,000円
		〃（事務職員）	月 額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務す る職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業 務に従事するもの	月 額 28,000円
県税事務従事職員の 特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委 員会規則で定めるものを除く。）	月 額 18,200円
	県民局に勤務する職員の うち上記に掲げる職員以 外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の 賦課徴収の業務（人事委員会規則で定 める業務に限る。）	日 額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事 するものとして人事委員会規則で定め るもの	月 額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規 則で定める業務	日 額 550円
医師及び歯科医師で ある職員の特殊勤務 手当	精神保健福祉センターに 勤務する医師及び歯科医 師である職員		月 額 35,000円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
狂犬病予防業務従事 職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務 する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作 業に専ら従事するものとして人事委員 会規則で定めるもの	月 額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員	犬の捕獲等の作業	日 額 560円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については平成30年4月1日現在

〔教育委員会〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
教育職員の特殊勤務 手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県職員給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月 額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における 1 時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1 時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において行う入所者の野外訓練又は生活指導の業務	1 回 670円
		〃（勤務時間が5時間未満）	1 回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日 額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日 額 8,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日 額 16,000円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	日 額 3,750円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日 額 5,100円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日 額 5,100円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 3,600円
		〃（人事委員会が定める場合）	日 額 1,800円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 2,250円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日 額 200円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成30年4月1日現在

〔警察本部〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
警察職員の特殊勤務 手当	交替制・毎日勤務員及び 駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜において行われる作業で人 事委員会規則で定めるもの（作業時間 が5時間以上のとき）	1 回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満 のとき）	1 回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1 回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1 回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員 会規則で定めるもの）	1 回 3,200円
	指定警衛・警護員である 警察官	警衛又は警護の作業	日 額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日 額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従 事した警察官	警備船による警備の作業	日 額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日 額 220円
	警察本部交通部又は警察 署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日 出時までの時間をいう。）において行 う作業又は高速道路で行う作業）	日 額 840円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行 う作業）	日 額 1,260円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日 額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患 者に接して行う取調べ等の作業	日 額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発 物の疑いのある物件の処理の作業	1 件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定め る物質をいう。）に係る作業（特殊危 険物質又はその疑いのある物質の処理 の作業で人事委員会規則で定めるも の）	日 額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険が ある区域内において行う作業）	日 額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火 事等の事故により重大な災害が発生し た箇所又はその周辺において行う災害 警備，遭難救助，通信施設の臨時設 置，運用若しくは保守又は鑑識作業で 心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認めるもの	日 額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業 に引き続き5日以上従事したとき	日 額 3,360円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 5,040円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		特定大規模災害に対処するため、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、又は遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したとき	日 額 3,360円 以内
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 5,040円 以内
		人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	日 額 1,100円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	日 額 310円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日 額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日 額 560円
	鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日 額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日 額 560円
		警らの業務	日 額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合）	日 額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日 額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日 額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日 額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。）	1 回 1,240円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務（操縦）	1 時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える搜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務（整備）	1 時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える搜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,860円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		航空機に搭乗して行う業務（捜索，救助，犯罪の捜査，警備，交通の取締りその他の警察の活動）	1 時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,470円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日 額 1,640円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 1,100円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日 額 1,100円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 820円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い，暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日 額 820円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため，その者の身辺等において行われる警戒の業務）	日 額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定，相談又は指導の業務	日 額 560円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については平成30年4月1日現在

別 紙 2

特別休暇〔知事部局（教育委員会、警察本部共通）〕

平成30年4月1日現在

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所等へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（ドナー休暇）	必要と認める日又は時間
ボランティア	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める日又は時間
交通機関の事故等不可抗力	必要と認める日又は時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失，破壊	1週間以内で必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害により職員の現住居の滅失，破壊，交通遮断及び身体の危険の予想される場合	必要と認める日又は時間
出産（産前産後）	分娩予定日前8週間目（多胎妊娠の場合14週間目）から，分娩日後8週間目までの期間で必要と認める期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合	1日1回，勤務時間の範囲内で必要と認める時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週～35週まで 2週間に1回 妊娠36週～出産まで 1週間に1回 産後（1年以内）の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて，1日につき1時間を超えない範囲内で，必要と認める時間
妊娠障害	妊娠の期間において14日以内の日又は時間
生理	2日以内でその都度必要と認める日又は時間

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）																								
不妊・不育治療	暦年で6日以内で必要と認める日又は時間																								
育児時間	1歳未満 1日2回以内1回60分以内 1歳以上3歳未満 1日2回以内1回30分以内																								
子育て・介護（家族休暇）	子（中学校卒業まで）の看護，子が在籍する学校の行事等への出席，配偶者，父母等の介護の場合 暦年で5日以内（子が2人以上いる場合は暦年で6日以内（小学校6年生までの子が2人以上いる場合は暦年で10日以内））で必要と認める日又は時間 配偶者の分娩の場合 産前8週産後8週の期間に8日以内で必要と認める日又は時間																								
結婚	結婚の日からおおむね1年以内で，8日以内で必要と認める日又は時間																								
忌引	次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table><tr><th>死亡した者</th><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td><td>10日</td></tr><tr><td>1親等の直系尊属（父母）</td><td>7日</td><td>7日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属（子）</td><td>5日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属（祖父母）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系卑属（孫）</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td><td>1日</td><td>1日</td></tr></table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	10日	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																							
配偶者	10日	10日																							
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																							
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																							
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																							
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																							
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																							
父母，配偶者及び子の祭日	慣習上必要と認める日又は時間																								
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月1日から10月31日までの期間内において，週休日及び休日を除いて原則として連続する6日以内の日																								
心身の健康の維持及び増進	満30，40及び50歳の職員について，誕生日から1年間で週休日及び休日を除いて原則として連続する3日以内の日（分割取得可）																								
永年勤続表彰	永年勤続表彰を受けた日から1年間で4日以内の日																								
公務外で国体，全国障害者スポーツ大会への選手，監督，コーチとしての参加	最小限度必要と認める日又は時間																								
通信教育の面接授業への参加	最小限度必要と認める日又は時間																								

平成29年度早期退職に係る募集実施要項

平成29年10月2日

1 募集の目的

本県の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上（医師及び歯科医師については、50歳以上の職員）の職員（注1参照）

3 募集人数

50人

4 募集期間

平成29年10月2日（月）午前10時から

平成29年12月28日（木）午後5時まで

5 退職すべき期日

平成30年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、主管課長を経由して総務部人事課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

知事は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（平成30年1月中旬に通知する予定）。

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

総務部人事課 担当：人事班

e-mail：jinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成30年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県知事 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成30年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき 期 日	平成 年 月 日
--------------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県知事 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

.....印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成29年度早期退職に係る募集実施要項

平成29年10月 6日

1 趣旨

この募集実施要項は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の対象

岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校（岡山市立学校を除く。）の職員並びに県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員のうち、5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上のもの（注1参照）

3 募集人数

250人

4 募集期間

平成29年10月 6日（金）午前10時から

平成29年12月28日（木）午後 5時まで

5 退職すべき期日

平成30年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該応募申請書について、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出する。

ア 県教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員

4の募集期間内に岡山県教育庁教育政策課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

イ 県立学校の教職員（事務関係職員を除く。）

4の募集期間内に岡山県教育庁教職員課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

ウ 市町村（組合）立学校（岡山市立学校を除く。）の県費負担教職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教職員課長に提出する。

エ 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教育政策課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。
(平成30年1月中旬から2月上旬までの間に通知する予定)

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書(別紙様式2)を(1)の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

(1) 6(1)ア及びエに規定する職員関係

岡山県教育庁教育政策課 担当：人事班

e-mail: kyoiku-jinji@pref.okayama.lg.jp

(2) 6(1)イ及びウに規定する教職員関係

岡山県教育庁教職員課 担当：義務教育人事班

e-mail: gimujinji@pref.okayama.lg.jp

担当：高校教育人事班

e-mail: koukoujinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 平成30年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。)又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県教育委員会 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成30年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき 期 日	平成 年 月 日
--------------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県教育委員会 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

所属名

氏 名

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成29年度早期退職に係る募集実施要項

平成29年11月15日

1 募集の目的

今般、組織の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

平成30年3月31日現在において、勤続11年以上かつ45歳以上の職員（注1参照）

3 募集人数

20人

4 募集期間

平成29年11月15日（水） 午前10時00分から

平成29年12月28日（木） 午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

平成30年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）」に必要事項を記入の上、募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書を警務部警務課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

警察本部長は、募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（平成30年1月下旬に通知する予定）。

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

警務課人事第一係

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成30年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 平成29年11月15日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに平成29年11月15日から平成29年12月28日まで（募集期間中）に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県警察本部長 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成30年3月31日の見込みで記入すること。

2 退職すべき期日について

退職すべき期日	平成 年 月 日
---------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※ 警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県警察本部長 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県警察本部長 殿

----- 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

二 平成29年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の受験者及び合格者の状況

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
県職員 A		人 (117) 309	人 (51) 156	人 (46) 135	人 (32) 67	倍 4.6
	行政	(4) 14	(2) 8	(2) 7	(1) 2	7.0
	化学	(10) 18	(4) 8	(4) 7	(2) 2	9.0
	衛生	(17) 39	(15) 37	(15) 35	(7) 14	2.8
	農業	(2) 20	(2) 18	(2) 16	(1) 14	1.4
	土木	(2) 5	(2) 4	(1) 3	(1) 3	1.7
	農業土木	(3) 6	(3) 6	(2) 5	(1) 2	3.0
	畜産	(1) 9	(1) 8	(1) 8	(0) 4	2.3
	林業	(0) 6	(0) 5	(0) 4	(0) 2	3.0
	建築	(0) 8	(0) 7	(0) 6	(0) 2	4.0
	電気					
県職員 (社会人経験者対象)	行政	(66) 172	(7) 29	(6) 26	(2) 7	24.6
	土木	(0) 4	(0) 4	(0) 3	(0) 2	2.0
計		(222) 610	(87) 290	(79) 255	(47) 121	5.0
県職員 B	事務	(11) 28	(5) 13	(5) 13	(2) 4	7.0
	土木	(0) 7	(0) 5	(0) 4	(0) 2	3.5
	小計	(11) 35	(5) 18	(5) 17	(2) 6	5.8
市町村立小・中 学校事務職員	A	(89) 163	(16) 35	(9) 28	(5) 11	14.8
	B	(39) 66	(18) 30	(17) 28	(9) 14	4.7
	小計	(128) 229	(34) 65	(26) 56	(14) 25	9.2
計		(139) 264	(39) 83	(31) 73	(16) 31	8.5
身体障害者対象	県職員 (事務)	(2) 5	(2) 5	(2) 5	(1) 4	1.3
	市町村立 小・中学校 事務職員	(1) 3	(1) 3	(1) 3	0	-
計		(2) 5	(2) 5	(2) 5	(1) 4	1.3
岡山県職員等合計		(363) 879	(128) 378	(112) 333	(64) 156	5.6

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
岡山県警察官等 採用試験	警 察 官 A (男性)	人 337	人 243	人 212	人 121	倍 2.8
	警 察 官 A (女性)	78	59	49	19	4.1
	小 計	(78) 415	(59) 302	(49) 261	(19) 140	3.0
	警 察 行 政 職 員 A	(44) 70	(12) 16	(11) 14	(3) 4	17.5
	計	(122) 485	(71) 318	(60) 275	(22) 144	3.4
	警 察 官 B (男性)	201	134	128	50	4.0
	警 察 官 B (女性)	75	35	32	10	7.5
	小 計	(75) 276	(35) 169	(32) 160	(10) 60	4.6
	警 察 行 政 職 員 (身障者)	(0) 1	(0) 0	(-) -	(-) -	-
	計	(75) 277	(35) 169	(32) 160	(10) 60	4.6
警察合計		(197) 762	(106) 487	(92) 435	(32) 204	3.7

(注1) () 内は女性で内数

(注2) 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

(2) 選考の状況

①採用

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9							
		8		1					1
		7		1					1
		6	3	7					10
		5		1	1				2
		4		3					3
		3		7					7
		2		1					1
		1	75	2	4				81
研究職		5							
		4							
		3							
		2	2		1				3
		1			1				1
医療職	(一)	4							
		3							
		2							
		1							
	(二)	7							
		6							
		5							
		4							
		3							
		2	7						7
		1							
	(三)	6							
		5							
		4							
		3							
		2	7						7
		1							
公安職		9							
		8			1				1
		7			7				7
		6			7				7
		5			5				5
		4			5				5
		3			2				2
		2			7				7
		1			3				3
計			94	23	44				161

②昇任

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級 9	人	人	人	人	人	人	人
		8		1					1
		7	38	2		1		1	42
		6	59	22		1			82
		5	148	24		3			175
		4	98	25	5	3			131
		3	47	14	13	2	1		77
		2	50	13	9	1		1	74
		1							
研究職		5	3						3
		4	5						5
		3	4						4
		2	3		1				4
		1							
医療職	(一)	4							
		3							
		2	2						2
		1							
	(二)	7							
		6	4						4
		5	3						3
		4							
		3	5	1					6
		2							
		1							
	(三)	6	1						1
		5							
		4							
		3	5		1				6
		2							
		1							
公安職		9							
		8							
		7			17				17
		6							
		5							
		4							
		3							
		2							
	1								
計			475	102	46	11	1	2	637

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成29年10月4日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定(0.11%)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)の引上げ(0.10月分)

I 民間給与との比較

- 1 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均44.1歳]	較 差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参 考〉 較 差 (国)
376,102円	375,698円	404円 (0.11%)	631円 (0.15%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから260事業所を無作為抽出し、当該事業所の約9,400人の個人別給与を実地調査(調査完了率:91.5%)

- 2 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)
民間の支給割合 4.40月 (職員 4.30月)

II 民間給与との比較等に基づく給与改定

- 1 月例給(改定率 0.11%、改定額 396円)
 - ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
 - ・民間との差があることを踏まえ、初任給を引上げ
(行政職 大卒 191,000円 → 191,900円、高卒 154,100円 → 155,000円)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)
 - ・年間の支給割合を0.10月分引上げ(4.30月分 → 4.40月分)
 - ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分
- 3 その他給与の改定
 - ・初任給調整手当
医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定
- 4 改定の実施時期
 - ・改定の実施時期は平成29年4月1日。ただし、2については平成29年12月1日

Ⅲ 公務員人事管理

1 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向け、引き続き募集活動の充実・強化が必要
- ・職員が能力を最大限発揮できるよう、計画的に人材育成に取り組むことが必要
- ・女性活躍推進の観点から、女性職員の積極的登用が重要

2 臨時・非常勤職員の任用の適正化

- ・臨時・非常勤職員の任用根拠について整理し、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うなど、地方公務員法等の改正法の施行に向け、遺漏のないよう準備を行うことが必要

3 人事評価制度

- ・人事評価制度を人材育成につなげるとともに、職種、職場によって異なる事情を踏まえながら、納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組むことが必要

4 仕事と生活の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する職員の一層の理解と、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促すことが必要

5 長時間労働の是正

- ・公務職場においてもきわめて重要な課題となっている長時間労働の是正について、管理監督者は業務配分の適正化に大胆かつ柔軟に取り組むことが必要
- ・上記の取組に加え、業務の削減・合理化等を尽くした上でも恒常的に超過勤務を行わざるを得ない場合、任命権者は業務量に応じた適正な執行体制の確保も含め、抜本的な対策を検討することが必要
- ・学校現場では「働き方改革プラン」の着実な実施に加え、思い切った業務の見直しを行うなど、具体的な取組を強力に進めることが必要

6 心の健康づくり

- ・心の健康の問題では、ストレスチェックを有効活用して未然防止に努めるとともに、職場環境の課題の把握と改善が必要

7 高齢層職員の活用

- ・定年延長の議論を注視しつつも、当面は、雇用と年金の接続について再任用制度により対応することが必要
- ・人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を行いながら、再任用の職域拡大、フルタイムでの任用の拡大に向けた取組を進め、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置に努めることが必要

8 公務員倫理の徹底

- ・職員が公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って全力で職務に精励できるよう、不祥事根絶に向けた取組を強く推進することが必要
- ・あらゆるハラスメント行為の予防・解決に向け、十分な対策が必要

《参考1》平成29年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 44.1歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,185千円	6,230千円	45千円

《参考2》最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成20年	0.08%	0.08%	4.50月	—	0.5万円	0.1%
平成21年	0.04%	—	4.15月	△0.35月	△13.0万円	△2.2%
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%
平成27年	0.21%	0.21%	4.20月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成28年	0.12%	0.12%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.8%
平成29年	0.11%	0.11%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.7%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成28年度末現在 未処理件数	平成29年度の 措置要求件数	平成29年度の 処理件数	平成29年度末現在 未処理件数
給 与				
旅 費		1	1	
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
計		1	1	

4 不利益処分に関する審査請求の状況

		平成28年度末現在 未処理件数	平成29年度の 審査請求件数	平成29年度の 処理件数	平成29年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	懲戒免職				
	転 任				
	そ の 他				
	計				

◎岡山県告示第五百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 東芝キヤリア株式会社

住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

氏 名 取締役社長 久保 徹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東芝キヤリア株式会社津山工場

所在地 津山市国分寺555

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		廃水処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		凝集沈殿方式				同左			
構 造		鉄筋コンクリート，鉄骨，FRP，樹脂				同左			
主 要 寸 法		14m×13m×6.5m				同左			
能 力		114m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理前後の汚水の性状及び当該汚水の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	26	35	26	35	同左			
	p H	6～8	6～8	6～8	6～8				
	B O D (mg/L)	41	50	8	10				
	C O D (mg/L)	41	50	8	10				
	S S (mg/L)	41	50	8	10				
	油 分 (mg/L)	28	34	2.5	3				
	T－N (mg/L)	60	80	18.1	30				
	T－P (mg/L)	15	20	3	3以下				
	Z n (mg/L)	16	20	2.5	3				
	F e (mg/L)	0.09	0.5	0.04	0.3				
	N i (mg/L)	5	6	2	2.4				
	M n (mg/L)	2.5	3.5	0.21	0.75				
	ふっ素 (mg/L)	0.05	0.5	0.02	0.2				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	13	39	9.5	21.5				

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	工場排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	274	350	同左	
p H	6～8	6～8		
B O D (mg/L)	2.3	4.1		
C O D (mg/L)	4.3	8.8		
S S (mg/L)	7.4	12.5		
油 分 (mg/L)	1.1	1.4		
T－N (mg/L)	5.5	11		
T－P (mg/L)	0.7	3.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3,000		
Z n (mg/L)	0.2	0.26		
1, 1－ジクロロエチレン (mg/L)	0.004	0.007		
シス－1, 2－ジクロロエチレン (mg/L)	0.0004	0.0006		
1, 1, 1－トリクロロエタン (mg/L)	0.04	0.06		
トリクロロエチレン (mg/L)	0.007	0.011		
F e (mg/L)	0.03	0.3		
N i (mg/L)	0.31	0.66		
M n (mg/L)	0.14	0.5		
ふっ素 (mg/L)	0.01	0.1		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	9.0	11	5.5	11

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口N o. A～Cを新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年9月28日から同年10月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

笠岡市走出字寺山一三一〇の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

笠岡市走出字寺山一三一〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 賀陽有漢線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七五番九地先から 加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七〇番一地先まで	新	七・〇〇 三八・八	二二七・〇	
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七五番九地先から 加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七〇番一地先まで	旧	六・八〇 二九・九	一九三・五	

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 県道				
二 路線名 尾原賀陽線				
三 道路の区域				

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山吉井線
三 道路の区域

区	域			
真庭市櫛西字的場二七二七番一地先から 真庭市櫛西字大入二七四二番一地先まで	真庭市櫛西字的場二七二七番一地先から 真庭市櫛西字大入二七四二番一地先まで	新 別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	新		三・三〇 一〇・〇	二六二・五
			四・四〇 五六・〇	二六二・五

一 道路の種類 県道
二 路線名 久世中和線
三 道路の区域

加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三五九番 地先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山西一六八番 一地先まで	加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三五九番 地先から 加賀郡吉備中央町豊野字三十代一四七番 二地先まで	新 別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	新		八・三〇 一三・六	三二・〇
			四・六〇 六・二	八七・六

一 道路の種類 県道
二 路線名 吉ヶ原美作線
三 道路の区域

区	域	別	新旧
久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地 先から	久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先 まで	新	
九・〇 ゝ	四・五 ゝ 二一・五	幅員	(メートル)
三八三・五	三八三・五	延長	(メートル)

区	域	別	新旧
赤磐市仁堀中字明田一一九四番三地先か ら	赤磐市仁堀中字瀬戸一七三三番一三地先 まで	新	
六・六 ゝ 一一・二	六・六 ゝ 四二・八	幅員	(メートル)
二二七・一	二二七・一	延長	(メートル)

一 道路の種類 県道
二 路線名 大佐日野線
三 道路の区域

を経て 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先 まで	
久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地 先から 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先 まで	
旧	
四・五ノ 二一・五	三五・五
三八三・五	

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四 〇地先から 新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四 三地先まで	新	新	九・〇ノ 二一・五	一三四・八
新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四 〇地先から 新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四 三地先まで	旧	旧	四・五ノ 九・五	一三四・八

◎岡山県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				道路の 種類	供用開始 年月日
路線名	区間				
賀陽有漢線	加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七五番九地 先から 加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七〇番一地 先まで	尾原賀陽線	加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三五九番地先 から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山西一六八番一地 先まで	久世中和線	真庭市檜西字的場二七二七番一地先から 真庭市檜西字大入二七四二番一地先まで
大佐日野線	新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四〇地 先から 新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇番四三 地 先まで				

〔四六五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
指 定 年 月 日	岡山県指令美作局 建第六〇一四号 平成三十年九月十 八日	五・〇〇	三五・〇〇

平成30年9月28日 岡山県公報 第12029号

〔四六六〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年九月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

県立学校における電子計算機（ノート型パーソナルコンピュータ）借入 五六一式
借入期間

平成三十年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総合教育センター総務課

加賀郡吉備中央町吉川七五四五―一一

四 落札者を決定した日

平成三十年九月四日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三―四―一

六 落札金額

一月当たり四八〇、三八四円（うち消費税額及び地方消費税の額三五、五八四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年七月二十七日

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年九月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
奥正親後援会	中務和人	安藤正義	勝田郡奈義町広岡六七七	平成三〇・八・七
乙倉賢一後援会	生内昭泰	乙倉克彦	岡山市東区邑久郷四一八	〃 八・二八
変えるぞ！備前・和氣を考える会	鵜川晃匠	鵜川厚子	備前市吉永町高田八一四	〃 八・二〇
清水かおる後援会	清水薫	西岡純子	津山市大田八一―一二階	〃 八・三〇
T K C橋本岳政経研究会	馬越晃一	古谷英人	倉敷市児島下の町一―一一―四五	〃 八・一〇

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成三十年九月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

自由民主党岡山県建設業 荒木 雷太 会計責任者の氏名

山崎 博美

矢野 茂利

平成三〇・八・一七

支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

岡山県建設政治連盟 荒木 雷太 会計責任者の氏名

山崎 博美

矢野 茂利

平成三〇・八・一七

本山こうじ後援会 有元 充 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町小座一四三八―一

苫田郡鏡野町小座一六四三

八・二五

” 会計責任者の氏名

松本 英之

本山 由加里

”

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年九月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

大森直徳後援会

黒神陽一

平成三〇・七・三一

村上祐二後援会

村上祐二

〃 〃

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年九月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
清水 薫	岡山県議会議員	清水かおる後援会	津山市大田八一―一一二階	平成三〇・七・二〇

◎岡山県選管告示第五十六号

岡山海区漁業調整委員会委員について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第二項に定める補欠選挙の事由が発生した。

平成三十年九月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補